

第1. 民法とは

民法＝私法の一般法

私法＝私的生活を規律する法

一般法＝地域・人等に限定されない、一般的な関係を規律している法
(＝基本的なルール)

ex. お金を返して欲しい、慰謝料を支払え、家を売って欲しい

→全て民法の適用あり

cf. 特別法＝特殊な事項ないし特殊な人について規定しているもの

ex. 会社法→会社にのみ適用される

第2. 民法の構造

1. 財産法

(1) 総則

財産法の全てに適用がある（家族法に適用があるかは争いあり）規定

(2) 物権

物に対する権利に関する規定（ex. 所有権、抵当権）

(3) 債権

人に対する権利に関する規定

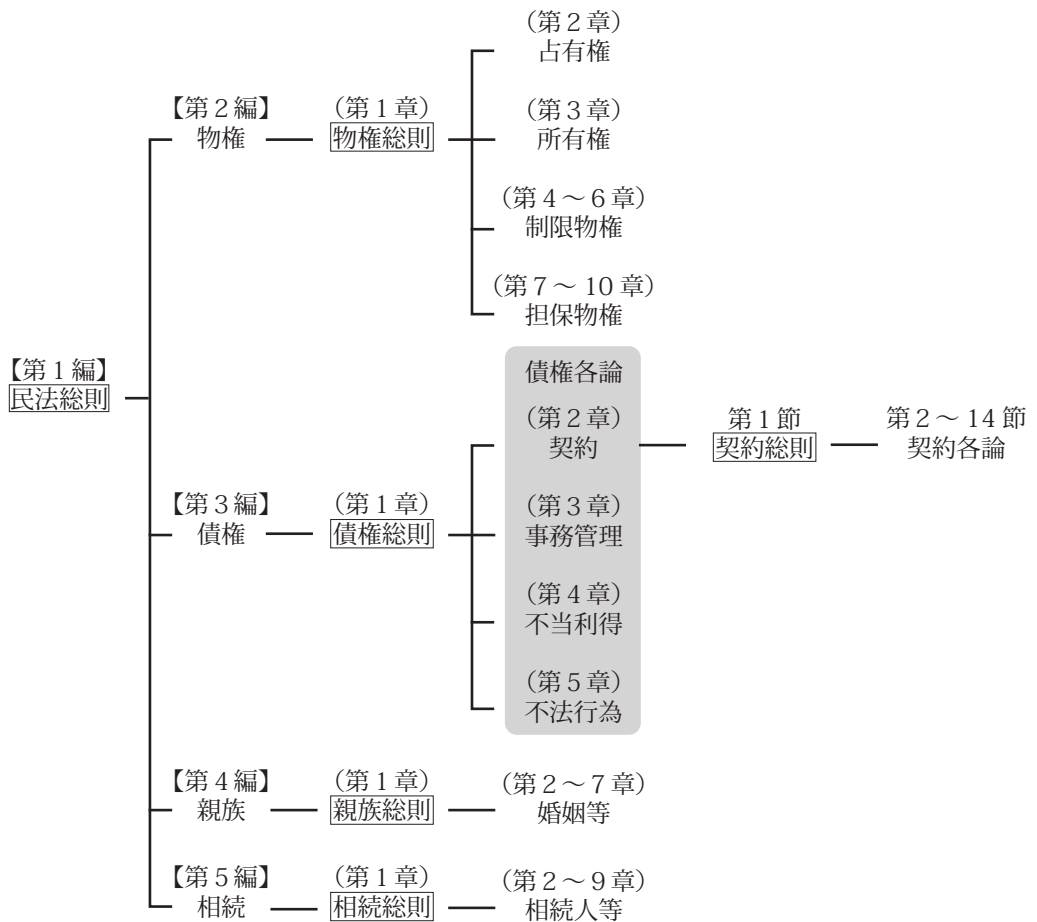
2. 家族法

(1) 親族法

身分関係を規定（ex. 夫婦、親子）

(2) 相続法

人の死を原因とする財産関係を規定（ex. 法定相続、遺言）



Point 民法の適用順序

民法は共通する部分を「くくりだす」ことによって、無駄を省いている
(=パンデクテン体系)

第3. 法の指導原理

1. 民法の指導原理（三大原則）

(1) （自然人の）権利能力平等の原則

すべての自然人は、国籍・階級・職業・年齢・性別等によって差別されることなく、平等に権利・義務の主体となることができるという原則

✓ 権利能力→権利義務の主体たる地位

✓ 自然人→普通の人のこと cf. 法人

(2) 所有権絶対の原則

所有権は、何ら人為的拘束を受けず、これを侵害するあらゆる他人に対して主張することができる完全な支配権であり、国家の法よりも先に存在する権利で神聖不可侵であるとする原則

(3) 私的自治の原則

「自分の思ったようになる」ということ、他人に影響されない

ア 法律行為自由の原則（契約自由の原則）

契約したい人だけが契約をすればよいし、契約の内容も自分で決められる

✓ 法律行為制度の内容は後述

イ 過失責任の原則（自己責任の原則）

自分に落ち度（過失）がある場合にだけ責任を負う。他人に影響されないことの現れ

✓ 守らなくてよい（当事者の契約が優先される）規定
＝任意規定
当事者の契約にも左右されず必ず守らなければならない規定
＝強行規定

2. 指導原理の修正

「自分の思ったようになる」というのが民法の原則であるが、それを貫徹すると不都合が生じる場合がある

ex. 大家さんが「家賃の値上げに応じないなら出てってもらって結構」という

→このような事態を放置しておくことは好ましくないため、民法の指導原理を修正する必要がある